（登録住宅の目的外使用の承認を受けるための登録住宅の入居者を確保することができない期間）

第二十二条　法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める期間は、三月とする。

（登録住宅の目的外使用の承認の申請）

第二十三条　法第十九条の二第一項の承認を受けようとする者は、別記様式第三号による申請書を、都道府県知事に提出しなければならない。

（住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るための援助を適確に実施することができる者）

第二十四条　法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号。第三号において「住宅確保要配慮者法」という。）第五十九条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人

二　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人

三　前二号に掲げる者のほか、住宅確保要配慮者法第二条第一項に規定する住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るための援助を適確に実施することができる者として都道府県知事が認める者

（登録住宅の目的外使用の賃貸借の期間）

第二十五条　法第十九条の二第三項の国土交通省令・厚生労働省令で定める期間は、五年とする。

第二十六条　（略）

（公告の方法）

第二十七条　法第二十七条第一項の規定による公告は、都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市においては、それぞれ指定都市又は中核市（第三十四条において「指定都市等」という。））の公報によるものとする。

第二十八条～第三十条　（略）

（帳簿）

第三十一条　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定登録機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第三十四条第一項の帳簿（次項において「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3　（略）

第三十二条～第三十四条　（略）

別記様式第一号（第四条関係）

（略）

別紙

1．～4．　（略）

（新設）

第二十二条　（略）

（公告の方法）

第二十三条　法第二十七条第一項の規定による公告は、都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市においては、それぞれ指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。））の公報によるものとする。

第二十四条～第二十五条　（略）

（帳簿）

第二十六条　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定登録機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第三十四条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3　（略）

第二十七条～第二十九条　（略）

別記様式第一号（第四条関係）

（略）

別紙

1．～4．　（略）